○厚生労働省令第九十四号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第一条　厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定の申請） **第一条の二**　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「令」という。）第七条第二項に規定する指定試験機関の指定（同条第一項に規定する指定をいう。次項第四号において同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一　（略） 二　試験事務（令第七条第一項に規定する試験事務をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする事務所の名称及び所在地 三・四　（略） 2　（略） （検査証票） **第二条**　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第十二条の五第八項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第一号様式によるものとする。 （登録手続） **第三条**　令第九条において準用する児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。次条及び第五条において「準用児童福祉法施行令」という。）第十六条の申請書は、第二号様式によるものとする。 （児童福祉法施行規則の準用） **第六条**　児童福祉法施行規則第一章の四（第六条の二から第六条の八まで、第六条の十、第六条の十七及び第六条の三十一から第六条の三十三までを除く。）の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	（指定の申請） **第一条の二**　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「令」という。）第六条第二項に規定する指定試験機関の指定（同条第一項に規定する指定をいう。次項第四号において同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一　（略） 二　試験事務（令第六条第一項に規定する試験事務をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする事務所の名称及び所在地 三・四　（略） 2　（略） （検査証票） **第二条**　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第十二条の四第八項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第一号様式によるものとする。 （登録手続） **第三条**　令第八条において準用する児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。次条及び第五条において「準用児童福祉法施行令」という。）第十六条の申請書は、第二号様式によるものとする。 （児童福祉法施行規則の準用） **第六条**　児童福祉法施行規則第一章の四（第六条の二から第六条の八まで、第六条の十、第六条の十七及び第六条の三十一から第六条の三十三までを除く。）の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第六条の十五	令第六条	国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「特区法施行令」という。）第九条において準用する令第六条
第六条の十六	法第十八条の九第一項	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の九第一項
（略）	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
第六条の十五	令第六条	国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「特区法施行令」という。）第八条において準用する令第六条
第六条の十六	法第十八条の九第一項	特区法第十二条の四第八項において準用する法第十八条の九第一項
（略）	（略）	（略）